越後和田氏の動向と中世家族の諸問題

―名字・婚姻・養子聟―

高橋秀樹

はじめに

三浦一族は、三浦半島を本拠地としつつも、平安末期には国衙在庁官人として相模国中西部に勢力を扶植し、海上支配権を媒介として房総半島にも通じた。鎌倉期には幕府からの新恩給与等によって各地に所領を得て全国的な展開を見せる。その中で、奥州に移って戦国大名にまで成長した佐原系の葦名氏と並んで著名なのが、越後国奥山荘の和田氏、いわゆる三浦和田氏である。

奥山荘とその領主和田氏に関する豊富な文献史料と遺物は、[1]荘園故地に残る牓示石や譲状をもとに荘域の復元を試みた井上鋭夫氏の研究[2]と『奥山庄史料集』[3]の刊行によって研究者の注目を広く集め、一九六〇年代から七〇年代にかけて、惣領制研究を中心に商業史・鉱業史・信仰史などの研究[4]に貴重な素材を提供してきた。また絵画史料論の隆盛にともない、近年では荘園絵図が注目を集めている。[5]

一方、和田氏などを素材とした惣領制研究によって育まれた中世の家族・親族に関する研究は、八〇年代以降、「家」研究、あるいは女性史研究という形で進展して多くの成果を上げたが、「家」研究について言えば、そのスタートが古代史研究からの刺激にあったこと、最近では院政期の貴族社会を素材に「家」の成立を探る研究が多いこと、「家」研究の担い手が貴族社会論を視野に入れた研究者と村落社会論を基盤とする研究者とに分化していることなどから、現在の「家」研究のレベルに相応した在地領主の「家」や親族に関する研究は決して多くない。[6]その点では、惣領制研究の成果を読み直しと基礎データの集積がまだまだ必要な段階であるとも言える。父系的な一族を中心とした惣領制研究に対して、婚姻を介した姻族に着目した新たな親族論が構築されつつあるが、[7]その婚姻関係のあり方についてすら専論が少ないのが実情である。[8]

そこで本稿では、越後和田氏の動向を追いつつ、中世前期の在地領主層の婚姻や「家」をめぐる問題を考えてみたい。奥山荘と和田氏の動向という点では、羽下徳彦氏の『惣領制』を始めとする諸研究や『新潟県史』通史編中世（一九八七年）の記述が委曲を尽くしており、屋上屋を架すの感がなくもないが、ひと味違った論点が提示できれば望外の喜びである。

一、鎌倉前期における奥山荘の伝領と養子聟

かつて奥山荘は城氏の支配下にあった。『延慶本平家物語』第三本「秀衡資長等ニ可レ追二討源氏一由事」には「越後城太郎平資長ト云者アリ。是ハ余五将軍維茂ガ後胤、奥山太郎永家ガ孫、城鬼九郎資国ガ子也」とあって、城資長の祖父永家が「奥山」を名字地としていたことがわかるし、白河荘を本拠地とした城資職（長茂）は郎等「奥山権守」を従えている（同「城四郎与二木曾一合戦事」）。平安末期の奥山荘は下越地方を中心に勢力を張った城氏の拠点の一つだったのである。平家方に属した城氏は一旦は源頼朝に従ったものの、建仁元年（一二〇一）に再び挙兵して滅亡した。

ところが、奥山荘と和田氏との関係を示すもっとも古い文書は和田宗実を奥山荘地頭職に補任した建久三年（一一九二）一〇月二一日付の将軍家政所下文（町史一号）である。この下文は頼朝の政所設置に伴って発給されたものであるから、和田氏による奥山荘領有はそれ以前に溯る。城氏は滅亡する建久元年まで奥山荘に勢力を保っていたというわけではなく、内乱期に木曾義仲に押されて敗退した時に支配力を失ったと考えてよかろう。奥山荘はその後、義仲の勢力下に入り、木曾義仲追討後の新恩給与によって和田宗実の所領となったと見られる。

建武三年（一三三六）二月日付の和田茂実申状には「当所者、先祖和田二郎義茂、為二木曾殿追討之賞一、累代相伝知行」（町史一三二号）とあって、南北朝期の和田氏の中に宗実の兄義茂の拝領とする所伝があったことが知られる。これについて羽下氏は、義茂から宗実への譲与もあり得たという考え方と、宗実自身が拝領して重茂に譲ったものを重茂の子孫が義茂を家門の祖と意識したために奥山荘の最初の獲得者を義茂と伝えたという考え方の両様を想定し、後者にやや重きを置いた叙述をしている。

原文書はもちろん、伝存する多数の具書案の中にも義茂の領有を直接示す史料は見あたらない。義茂は源頼朝の側近の一人として活躍していたが、『吾妻鏡』からは寿永元年（一一八二）一二月七日条を最後に突如として姿を消す。江戸時代に作られた「中条氏家譜略記」（町史参考資料一二号）も重茂が幼少の時に義茂は卒去したと記している。しかし、相良家文書の中にある建久八年（一一九七）の源頼朝善光寺参詣随兵日記（町史四号）に「和田次郎」が見えているし、建仁三年（一二〇三）一〇月八日の将軍源頼家元服儀の役送として重茂が選ばれたのは「父母見存」の条件を満たしていたのが理由であった（『吾妻鏡』）から、そのころ実父義茂が生存していたことは間違いない。続群書類従本「和田系図」の義茂の注記には「落馬死去」とあるが、中条家旧蔵「桓武平氏諸流系図」（町史参考資料一号）は「和田次郎高井兵衛尉、建暦三被レ誅」と注記している。そこで、『吾妻鏡』の和田合戦合戦注文を見ると、「御方被レ討人々」の「たかいの兵衛」（＝重茂）とは別に、和田方で討ち死にした「山内人々」にも「高井兵衛」がおり、これが義茂と見られる。義茂は正治二年（一一九九）の頼朝の死去と前後して第一線を退き、名字地「高井」に居を移して高井兵衛尉を称していたのであろう。

それに対して宗実は元久二年（一二〇五）の関東下知状（町史五号）に「故和田三郎宗実」とあるから、それ以前の死去が確実である。当該期の相続形態が直系相続を基本とし兄弟を含めた傍系相続は例外的であった点から見ても、義茂―宗実間の兄弟相続は想定し難い。義茂の木曾義仲追討賞というのは誤伝であろう。鎌倉時代末期に成立したと考えられている[9]「桓武平氏諸流系図」（町史参考資料一号）が宗実と猶子重茂を系線で繋いでいるのに対して、南北朝期に成立したと見られる「奥山庄三浦和田氏一族系図」（町史参考資料三号）は義茂―重茂を系線で結んでいる。鎌倉期と南北朝期の系譜意識の変化を示すものであろう。室町期に書かれた「奥山庄三浦和田氏一族系図」（町史参考資料五号）は重茂から起筆されているから、羽下氏の言うように義茂が「家門の祖」と意識されていたかどうかは疑問であるが、南北朝期になって直系的な系譜関係が強く意識されたことが、この所伝を生む原因となったことは確かであろう。

義茂の子重茂は叔父宗実の猶子（養子）となっていて

（町史参考資料一号）、宗実から相模国南深沢郷と奥山荘の地頭職を譲られた。また、重茂は宗実の娘（のちの津村尼）と結婚しており、宗実の聟でもあった（表1①）。重茂は養子であり、聟でもあるから、この関係は婿養子の様に見えるし、江戸時代の家譜にも「義茂卒去之砌、依二幼少一叔父宗実猶子為レ聟継二家督一」（町史参考資料一二号）と記されている。しかしこの記述は江戸時代的な解釈であり、その通りに受け取ることはできない。中世における婿養子については中田薫氏がいくつかの事例を挙げているが[10]、最近刊行された『事典　家族』（弘文堂、一九九六年）において井ヶ田良治氏は、婿養子とは「縁組と同時に養親の娘と婚姻する養男子」のことであり「養子縁組ののちにその家の娘と婚姻するのは婿養子とは称されなかった」と厳密に定義した上で、この制度は江戸時代以来見られると述べている。そこで、中世、特に鎌倉時代に「婿養子」が存在したのかどうか検討しておこう。先ず「婿養子」という言葉であるが、『日本国語大辞典』（小学館）が載せる用例は『矢島十二頭記』（近世初期成立）『昼礫』（元禄八年成立）『関八州古戦録』（享保一一年成立）といういずれも江戸時代の書物による。『古事類苑』が引用する史料も近世の成立にかかるものばかりである。中世の古辞書類にも「婿養子」は見えない。その限りにおいて、中世に「婿養子」という言葉は存在していなかったと思われる。では、実態としてどうだったのか。重茂のように、養子でもあり、かつ聟でもあるという人物は存在しているから、養子関係の設定と婚姻が同時であるのかどうかが問題となってくる。

中田氏が挙げている事例のうち中世前期のものは延慶四年（一三一一）三月五日付の相良蓮道置文（『鎌倉遺文』二四二二六号）のみである。

こともの なかニ、もしなんしなくハ、きやうたいの
こをやうしゝて、あとハとらすへし、によしあらハ、
きやうたいのこをむこにとりて、ゆつるへし、たも
んニゆつらん時ハ、そうりやうをさくへし

相続人に男子がない場合、兄弟の子を養子として所領を譲るべきで、女子のみの場合は兄弟の子をその女子と結婚させて彼に譲るべきであると蓮道は書き記している。第一項が「子なくば」ではなく「男子なくば」としていることから、男女ともいない場合には第一項のみが適用され、女子のみの場合には第一項・第二項の両方が適用

表１　越後和田氏の婚姻関係

	男	女	出　　典
①	高井重茂	和田宗実女	三浦和田氏一族惣系図（町史参考資料２号）
②	天野政景	高井重茂女（由比尼覚円）	続群書類従本和田系図
③	三浦胤泰	高井重茂女	町史３号、続群書類従本和田系図
④	加賀蔵人	高井時茂女（尼行阿）	続群書類従本和田系図
⑤	和田茂連	佐々木重朝女（光女・尼道信）	町史22号・75号・202号
⑥	和田茂長	小泉定長女（尼覚性）	町史84号
⑦	和田茂長	尼生蓮	町史96号
⑧	和田茂長	葛西清経女	町史94号
⑨	諏訪遠江権守	和田茂連女（虎□）	三浦和田氏一族系図（町史参考資料３号）
⑩	河村浄阿	和田茂長女	町史85号
⑪	政世	和田茂長女（土用若・玄法）	町史93号
⑫	和田兼連	高井義重女（寿命・尼妙智）	町史59号・165号
⑬	和田茂泰	高井義重女（千歳・尼教意）	町史111号・202号
⑭	和田茂資	加地章氏女（彦松・尼明泉）	町史112号
⑮	和田茂資	和田茂継女	桓武平氏諸流系図（町史参考資料１号）
⑯	三浦和田義成	三浦和田茂資女（虎松）	町史112号

されると解釈できよう。兄弟の子を養子にすることと、彼を女子の聟とすることとの時間的な関係は、素直に読めば、養子とした後さらに聟とするという意味であろうが、直接的な言及はない。そこでほかの史料からこれらの時間的関係を探っていこう。

文永四年（一二六七）に発布された鎌倉幕府追加法に次のような条文がある。

一、以二所領一和二与他人一事

右、閣二子孫一譲他人之条、結構之趣、甚非二正義一、不レ謂二御恩私領一、向後可レ被レ召二彼和与之地一也、但以二一族并傍輩子息一、年来令二収養一者、非二制之限一焉、

（『中世法制史料集』追加法四三四条）

子孫・配偶者以外で相続を認められたのは、一族や同じ御家人の子息で、年来の収養という条件を満たす者のみであった。つまり、相続を伴う養子には年来の養育関係が必要であった。この法令は文永七年に一旦破棄されたが、同一一年に「但兄弟叔姪之近類者、非二禁制之限一、又雖二傍官并遠類之子息一、年来為二猶子一令二収養一者、不レ及二子細一矣」と、三親等内の傍系親への譲与についての制限を緩めた形で再発布された（追加法四六一条）。しかしそれ以外の一族・他人に対しては年来の養子関係が必要とされたことは変わっていない。他人和与は所領の没収という罰則を伴っていたから、この幼少時よりの養子関係設定は遵守された。譲状に譲与の理由として「幼少の時より養子たるにより」（『鎌倉遺文』一一三四四号）「襁褓の中より収養せしむるの間、実子のごとし」（同、一三七三〇号）「うふやのなかより養子としてやしないたるあいた」（同、一八七八一号）などと記されている例は枚挙にいとまがない。

一方、婚姻の方は、『吾妻鏡』建久五年（一一九四）二月二日条の北条泰時と三浦義澄孫女や、『明月記』嘉禄二年（一二二六）七月六日条の泰時子息と宇都宮泰綱女のように、幼少時に婚約がなされるケースもあったが、通常は成人後にはじめて婚姻関係が結ばれていたと考えられる。鎌倉中期、若狭国太良荘をめぐる相論の中で、乗蓮は一九歳で開発領主雲厳の養子となり二三歳より太良保に居住、養子たりながら聟となって雲厳の私宅に同宿し、所領を譲与されたと主張している（『鎌倉遺文』八七八九号）。この相論の訴人である中原氏女は雲厳に

は杉若二郎康清法師妻室一人のほか男女子息が全くなく、養子ながら聟であるというのは虚言であると否定しているから、事実関係には疑問もあるが、乗蓮の主張の中から養子関係の設定とその後の婚姻という時間経過を見て取ることはできよう。

聟と養子との関係をめぐってはこんな事例もある。信濃国の御家人中野忠能の後家蓮阿は重代相伝の所領を娘釈阿に譲与していたが釈阿が母に先立って死んでしまった。そこで蓮阿は釈阿の夫である聟市河重房を養子にして、彼に所領を譲与した。しかし幕府は幼少よりの「取養之儀」がないとしてこの譲与を認めず、他人和与と認定して所領を闕所としてしまった（『鎌倉遺文』一三一七〇号）。したがって、幼少時に養子関係の設定と娘との婚約が同時に行われた可能性までも否定することはできないが、鎌倉時代の武家法社会においては、成人後に養子縁組と同時に養親の娘と婚姻する、いわゆる「婿養子」は認められていなかったと言えよう。

宇佐八幡宮大宮司宇佐公房嫡子公方の解状には、大宮司職の伝領について「爰公房無二男子一之間、於二公方一者為レ甥上、自二幼少之当初一令二養子一、適依レ相二具公房之嫡女一、所レ令レ譲二得当職一也」と記されている（『鎌倉遺文』一三七四号）。公房の「家」を体現している大宮司職継承の正統性の要件は、先ず第一が甥という父系血縁者であること、第二が幼少より養子となっていたことであり、聟となっていたことは「たまたま」の儀であった。嫡継承が希求される「家」は成立しているものの、いまだ嫡継承が確立していない一三世紀段階の「家」継承の要件がここに見事に示されている。養子と聟という二つの関係のうち、より重要なのは養子になっているということだった。時間的にも先ず養子関係が先行しており、婚姻関係は後から付随するものだったのである。

「婿養子」とは異なる「養子縁組ののちにその家の娘と婚姻する」ことに対しては、これまで特定の名称が与えられていないが、「舟木氏系図」（『続群書類従』）の「翌年文和元年、頼夏以二別腹子兵庫助頼尚一移二美濃国土岐庄一、令レ属二一族土岐家一、頼尚曾為二清原氏之養子聟一、有下嗣二其家一之意上、故叙二従五位下一、改二源姓一為二清原一、然有レ故不レ継二其家一、遂解官復二本姓一、称二舟木一」という記事中にある「養子聟」という名称

がまさに適当であろう。

鎌倉時代以前においては、養親に男子があるかないかに関わりなく、養子関係が設定されていたから、実男子がいる場合でも「養子聟」は存在した。そうしたケースの「養子聟」は「家」の継承者と目されたわけではない。実は和田宗実の養子聟重茂の場合もそうであった。宗実には実子由比太郎実常がいた。宗実から重茂が相続した津村屋敷・手作が後に「ちうたいのほりのうち」（町史一三号）と言われたからといって、重茂が家督継承者に擬されたとすることはできない。津村屋敷はあくまで津村尼の「ちうたいのほりのうち」なのであって、由比など複数あったであろう宗実の屋敷の一つに過ぎない。鎌倉外に位置する南深沢の津村と、実常が相続した由比と、地理的に見てもどちらに重きがあったかは自明であろう。重茂は養子とされた時点で家督継承者に擬されたわけではなかったのである。これも家督の継承を主たる目的とした「婿養子」との違いである。

二、「家」の動揺と婚姻ネットワークの形成

建保元年（一二一三）五月、和田義盛が一族親類と共に反北条氏の兵を挙げた。高井兵衛尉義茂や由比太郎実常は和田方として討ち死に、高井兵衛尉重茂はいかなる理由によってか一族中で唯一北条側に立ち、武勇の名を馳せる従兄弟の朝夷名義秀と組み合って討ち取られた（『吾妻鏡』）。重茂には太郎重綱・二郎実茂・三郎時茂・四郎茂村の四人の男子と数人の女子がおり、重茂の遺領奥山荘と南深沢郷は未処分地として子息重綱が「給預」った。それに対して後家尼は自らの知行を幕府に訴え、後家の管領を認めさせた（町史六号）。天福二年（一二三四）には遺領の配分をめぐる「和与状」が兄弟間で作成され、四年後、南深沢郷内の津村屋敷と奥山荘政所条・黒河条は時茂に継承されることとなり（町史一四号）、さらに三年後には奥山荘の高野条が後家より四郎茂村に譲られた（町史一六号）。他の兄弟は南深沢郷・奥山荘の他の一部や和田合戦の恩賞で得た地を知行することになったのであろう。津村尼一期の後、南深沢郷と奥山荘を伝領することになっていた重綱について、津村尼の譲状でもまったく触れられていないことを考えると、重綱は早世した可能性もある。

続群書類従本「和田系図」によれば、そのころ重茂の

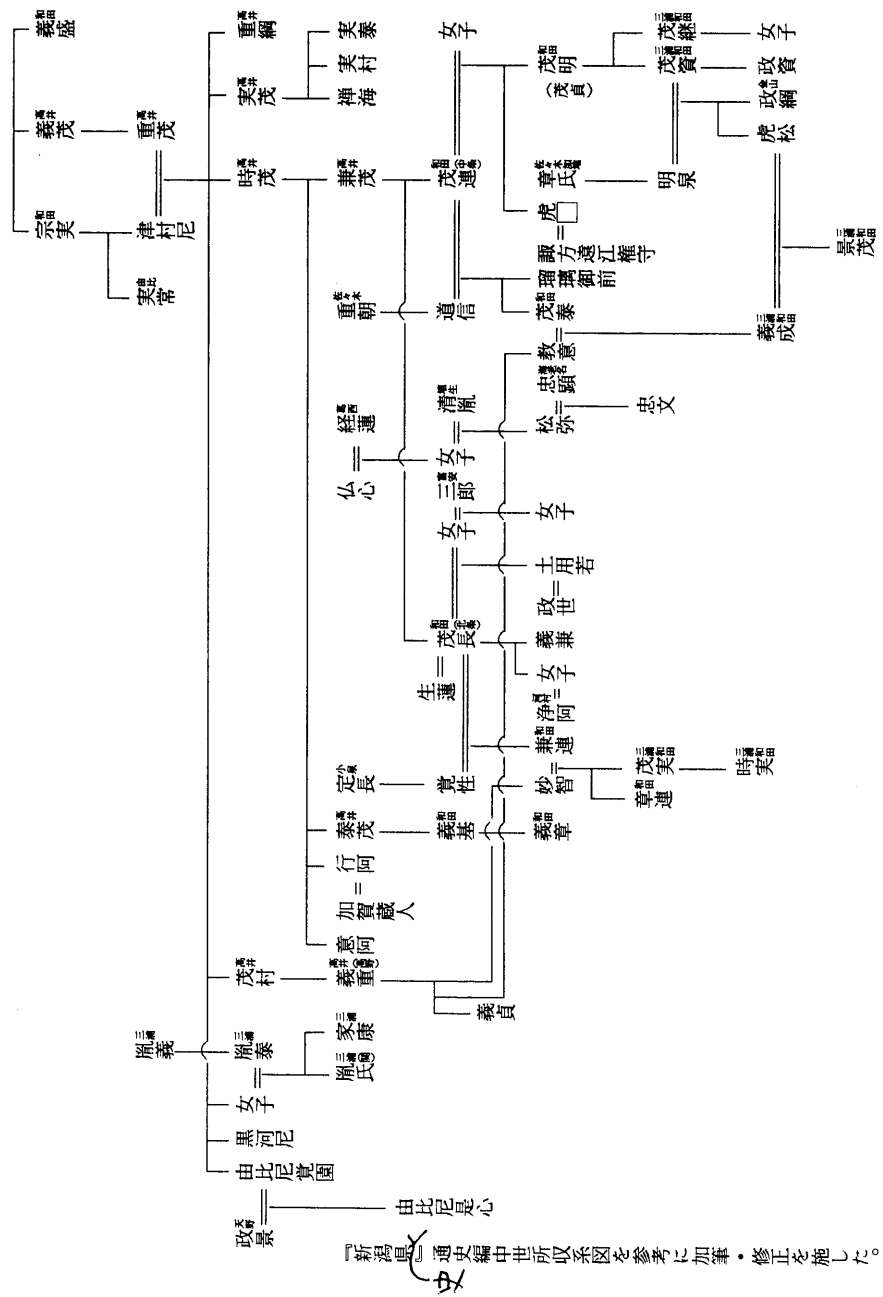

『新潟県通史編中世』所収系図を参考に加筆・修正を施した。

娘の一人は天野和泉守政景と結婚している（表1②）。政景は遠景の子息で、頼朝挙兵以来の御家人として信頼も厚く、元久二年閏七月の牧の方陰謀事件の際には北条政子の命を受けて長沼宗政・結城朝光・三浦義村・同胤義とともに将軍実朝を守っている（『吾妻鏡』）。尊経閣文庫所蔵「天野系図」[三]や続群書類従本「三浦系図」は三浦義澄女を政景の妻として挙げており、重茂女が庶妻的な女性だったのか、義澄女の没後に婚姻関係が結ばれたのかは判然としない。尊経閣文庫の「天野系図」には政景の女子として金沢実時の母「六浦殿」や「由比尼」など八人が記されている。「由比尼」は、おそらく重茂女子由比尼覚円の所生で、和田合戦の謀反人由比太郎実常の闕所地由比を母子で相伝したのであろう。娘の由比尼こそ、奥山荘金山郷を称名寺に寄進した実時孫女平氏の義母で、金山郷の本主といわれる（町史一九七号）由比尼是心である。

承久三年（一二二一）、承久の乱が起こった。六月一五日、後鳥羽上皇方に属した三浦胤義は、鎌倉より上洛した兄義村・叔父義連の軍と戦い、西山木島で子息重連と共に自害した（『吾妻鏡』）。古活字本『承久記』には太秦に妻と六人の幼子を残したと記されているが、その一人は成人して四郎胤泰を名乗り、高井重茂の娘と結婚した（表1③）。

宝治元年（一二四七）、三浦氏・和田氏は再び存亡の危機に瀕する。執権北条氏と唯一それに比肩する有力御家人三浦氏との戦乱、すなわち宝治合戦の勃発である。三浦胤泰とその子家康は兄義有・高義らとともに三浦方に立って参戦した。和田氏からも実茂とその子息三郎実泰・四郎太郎実村が加わっている。『吾妻鏡』所蔵の「自殺討死等」交名は義有・高義・胤泰・家康と実茂・同子息二名の計七名をまとめて記しており、彼らが集団行動をとっていたか、少なくとも交名の書き手がそのような認識を持っていたことは間違いない。もちろん義有兄弟と和田氏との紐帯は胤泰と重茂女との婚姻関係ということになる。それに対して時茂は行動に与せず沈黙を守った。宝治合戦での行動や文書に残された状況から見ると、この頃の和田氏は二つのグループに分裂していたようである。一つは重茂後家津村尼を中心に子息時茂やその姉黒河尼、弟茂村を構成員とするグループ、もうひとつは文暦元年の和与状で袂を分かった実茂とその姉妹

にあたる重茂女子のグループである。後者は婚姻を介して胤泰やその兄弟と結びついている。智胤泰は姑津村尼の統制下に包摂される存在ではなく、父系親族と婚姻の要の役割を果たす自立的な存在であった。

実茂や胤泰は三浦一族と運命を共にして滅んでいったが、静観の姿勢をとった時茂は「赦免御教書」を賜り（町史五三号）、罪科を蒙ることはなかった。そればかりか、鎌倉の地・阿波勝浦山・讃岐真野勅旨・出羽常牧郷などを獲得し、奥山荘も金山郷などの一部を除いて多くが時茂の領有に帰した。これらの新所領は実茂らの闕所地であった可能性もある。謀反人となった胤泰や実茂の遺児は、その後、時茂の「家」支配のもとに置かれることとなった。

時茂（法名道円）が弘長四年（一二六四）三月、建治三年（一二七七）四月、同一一月の三回にわたって作成した譲状（町史二一、二八～三四号）や後年の訴訟関係史料から窺える時茂の「家」は次のような構成をとる。子息兼茂・泰茂は早世しており、兼茂の子茂連・茂長と泰茂の子義基という三人の孫と娘意阿を主たる構成員としている。三人の孫相互の関係は公事配分の「御くうしハ、三人のまこ同しほとたるへし」（町史三一号）に象徴されるように対等な関係であった。その次に弟茂村の子義重と三浦胤泰の子胤氏という二人の甥が位置する。この二人の所領は茂長所領の領域内に所在しており、公事は茂長を惣領として義重は茂長の三分の一を、胤氏はさらにその半分を配分された。配分に従わない場合は茂長の沙汰とするという強力な権限が茂長には付与されていた。この譲りはそれまでの義重の領有箇所に変更を加えるものであったために、義重は「こ入道殿かゆいこんをそむくへきにも候はねハ」と述べて、領有していた所領の一部を茂長に去り渡した（町資料三五号）。彼らが時茂の強力な「家」支配権のもとに属していたことはあきらかであろう。兄弟と強いつながりをもち、おそらくは母方からの所領を譲得していて経済的にも自立していた三浦胤泰が時茂らと対等な関係を保っていたのと比べると、オジ時茂に依存せざるを得ない胤氏の立場には大きな違いがある。そのほか、兼茂の後家で、茂連の母に当たる女性もいたようである（町史五五号）が、家長時茂の陰に隠れてしまっており、表には登場しない。一般に後家は亡夫の地位を代行し、「家」を代表する存在と

もなったが、このケースの時茂のように「家」を代表する尊属（夫の父など）が現存する場合にはその限りではなかったのである。

続群書類従本「和田系図」には時茂の女子として「加賀蔵人妻、法名行阿」がみえる（表1④）が、夫の「加賀蔵人」については不明である。『吾妻鏡』に見える「国名＋蔵人」の名乗りをもつ人物の多くは、将軍と共に東下してきたと見られる諸大夫層の官人であり、彼らと地頭クラスの武士との婚姻は摂家将軍がもたらした時代の所産のひとつであろう。

時茂の「家」には「数輩之右筆」をはじめとする家人も属していた。宝治合戦で謀反人となった高井実茂の子僧禅海もその一人で、所領の給付は受けていなかったが、時茂から所領内で生活することを許され、庇護を受けていた（町史五五号）。また、奥山荘では地頭時茂のもとで、「一庄勘定使」多々良次郎入道道願（町史五三号）や横須賀二郎胤茂（町史四九号）など三浦半島所在の地名を名字とする人々も活動していた。南北朝期には「和田又二郎家人三浦平四郎」も見える。和田合戦・宝治合戦を通じて和田一族・三浦一族が弱体化する中で佐原系三浦氏が残っていくことは広く知られているが、実は小規模ながらももう一つ求心的な一族の核が存在しており、それが高井時茂だったのである。

建治元年の鎌倉幕府御家人交名とでも言うべき性格をもつ国立歴史民俗博物館所蔵「六条八幡宮造営注文」の相模国の項に「高井兵衛三郎入道」と記されている通り、時茂は相模国南深沢郷を本貫としていたが、奥山荘への依存度も強く、一三世紀後半に活動した時茂の孫たちは奥山荘周辺の領主と婚姻関係を結んだ。

茂連は奥山荘の南隣加地荘古河条地頭佐々木重朝女の光女（法名道信）と結婚した（表1⑤）。後に加地を称するこの一族は佐々木盛綱の子孫で、盛綱の子信実は承久の乱に際して北陸道大将軍を勤めたほどの人物である。その子どもの多くは加地荘に勢力を張った。重朝の父四郎兵衛尉扶実（資実）もその一人であった。茂連と重朝女との間には茂泰と女子瑠璃御前のふたりが生まれている。茂連は重朝女と結婚する以前に、茂貞（のちに茂明と改名）ともう一人の女子（諏訪遠江権守妻）の母に当たる女性を妻としていた（町史参考資料四号）。茂泰の母はその後、茂連後家として史料に登場するが、茂貞の

母はまったく姿を現さない。おそらく茂連は茂貞母の死後、重朝女を妻として迎えたからであろう。茂連の死後、相続をめぐってこの異母兄弟姉妹を二分する相論が起こり、茂泰は謀書の咎によって父茂連の得分親から除かれてしまう（町史五五号）。その後の彼の子孫を経済的に支えたのは母道信から伝領した加地荘内の所領であった。鎌倉幕府法は夫婦別財の原理をとっていたから、茂連遺領と道信から伝領した所領とは別に取り扱われた。また茂貞の伝領した所領も、茂貞が嘉元三年（一三〇五）の北条時村暗殺事件にかかわったために収公され、北条氏得宗と見られる相模入道が奥山荘中条を一円拝領することとなった。それに対して、茂連後家尼道信は、茂連の得分親として自分が伝領した所領まで収公されたために、強大な力をもつ得宗を相手に所領の回復運動を挑んだ。その結果、何とか和解に持ち込み、中条内の羽黒・鷹栖の田地二〇町の回復に成功した（町史七四号）。この所領も加地荘古河条内の所領と共に茂泰の子義成へと譲られて（町史八七～九〇号）、後に羽黒殿と称された義成子孫の本拠地となった。茂連の孫茂資の結婚相手も佐々木氏で、加地荘桜曾禰条・高浜条に所領をもつ佐々木三郎章氏の娘彦松（法名明泉）であった。章氏は信実の曾孫に当たり、先の重朝とは父秀氏が従兄弟という関係である。

時茂の孫茂長は奥山荘の北方、越後最北にある小泉荘の領主小泉新左衛門尉定長の娘を妻とした（表1⑥）。小泉氏は桓武平氏秩父流の流れをくむ一族で、後には本庄・色部を称する。「桓武平氏諸流系図」（町史参考資料一号）では本庄系の行長の子に左衛門尉定長が見えている。また、茂長の女は奥山荘の北隣荒河保の河村氏に嫁した（表1⑩）。

このような近隣領主との婚姻は、極めて一般的であった。多くの婚姻関係を載せる続群書類従本「秀郷流藤原氏系図　河村」の分析からわかる相模国西部の河村氏の事例でも通婚は西相模・伊豆の武士が中心であるし、[12] 真名本『曾我物語』からは相模・伊豆・武蔵の在地領主が婚姻を媒介とした親族ネットワークを網の目のごとく形成していたことが知られている。[13] これらの近隣領主との婚姻は舅―聟という強固な連帯関係を機軸とした親類ネットワークを生成し、地域に平和と安定をもたらすものであった。しかし姻族を含む親類関係は同族的な集団とは

異なり流動的なものであったから、世代が降下すると関係は希薄となり、かえって所領の帰属をめぐる相論等を誘発させた。他家に嫁した女性が、実父や実兄の死後、甥を相手に相論を繰り広げたり、押領を企てたりするケース、また逆に甥がオバの所領を押領するケースがしばしば見られる。河村太郎入道浄阿に嫁した茂長の娘は、多勢を率いて甥章連の領有する奥山荘草水条内の田畠の作毛を刈り取り、追捕狼藉を行っている（町史八五号）。何とか生家より所領を勝ち取ろうとする既婚女性の行動は夫方の「家」への帰属を前提としたものであった。

さて、確認できる茂連のふたりの妻は時期的に前後していることを述べた。つまり茂連は一夫一婦の婚姻関係を保っており、同時に複数の妻妾がいた明証はない。夫方居住の一夫一婦の婚姻形態が鎌倉時代の基本的なあり方であった。それに対して茂長の場合は複数の妻妾が確認できる。先ず、茂実の「祖母尼覚性〈小泉新左衛門尉定長女子〉」（町史八四号）と「和田左衛門四郎茂長女子平氏」の「亡母平氏〈葛西新左衛門入道経蓮息女〉」（町史九四号）が茂長の妻であったとわかるが、ほかに嘉暦三年（一三二八）九月二四日付の鎌倉幕府奉行奉書（町史九六号）に「埴生下総三郎兵衛尉清胤女子〈字松弥、今者死去〉夫海老名又太郎忠顕、并和田左衛門四郎茂長女子平氏〈字土用若〉申、越後国奥山庄内荒居・江波多以下村々事、（中略）早相共莅二彼所一、除二尼生蓮〈茂長後家、今者死去〉跡輩知行分一、守二平氏所レ給御下知状一、可レ沙二汰付忠顕・平氏一〈土者若〉」という記述がある。この中で経蓮女子腹の土用若と尼生蓮跡輩とは区別されているから、生蓮は経蓮女子の法名ではない。したがって茂長には生蓮・覚性・経蓮女子という三人の妻がいたことになる。経蓮女子は「亡母平氏」という記述から見て、在俗のまま死去している。夫が死去した場合、妻は出家して夫の菩提を弔うのが望ましいと考えられていたし（貞永式目二四条）、そういう女性は実例としても多い。経蓮女子は茂長よりも早く死去していた可能性が高かろう。茂長が死去したのは子息兼連に譲与を行った永仁三年（一二九五）七月三〇日から程ない頃と思われるが、ほかの二人の妻妾は茂長の死去後も在世していた。覚性は元徳元年（一三二九）八月に死去したとあるし（町史九七号）、生蓮は「茂長後家」と称されているから、少なくとも生蓮と覚性の二人は同時期

に茂長の配偶者であった。

ここで注目されるのは、生蓮が「茂長後家」と称されているのに対して、覚性は茂実の「祖母尼覚性」、経蓮女子は茂長女子平氏の「亡母平氏」としか呼ばれていない点である。生蓮が茂長との関係で社会的地位を築いているのに対し、覚性らは子や孫との関係によってのみ社会的把握を受けていたと言えよう。中世の「後家」は単なる未亡人という意味ではなく、夫死後の「家」支配権を代行し、後継者幼少の場合には対外的な「家」の代表者となる地位を示すものである。[14] 覚性は夫遺領の一部を一期分として譲与され、経済的な保障を与えられてはいるが、同じ茂長の配偶者であっても、後家生蓮との社会的地位には大きな格差があった。鎌倉時代には一夫一婦が基本であり、複数の女性との間に配偶関係がある場合でも妻妾の差が歴然とあったのである。

さらに興味深いのは、その後家の地位への就任、その前提となる正妻としての立場が夫との配偶関係のあり方によって決定されていて、子どもが嫡子として後継者となったか否かという点に左右されていないことである。茂長には兼連・義兼というふたりの男子があり、惣領の地位は兼連、その子茂実へと継承されていく。ところが兼連の母は生蓮でなく覚性であった。嫡妻の子が必ずしも嫡子に立てられたのでも、嫡子の母が後家としての地位に就いたのでもなかったのである。

鎌倉期の婚姻が「対偶婚（排他的同棲の欠如した、お互い気のむく限りの婚姻）的婚姻形態の残存」する不安定な婚姻であったとする[15]説もあるが、実態を見る限り、婚姻関係の根幹は安定的であったと言えよう。

三、得宗被官化と茂貞の改名

一三世紀後半において、奥山荘周辺の在地領主との婚姻と共に注目されるのは得宗被官との婚姻である。表1⑨の諏訪遠江権守は実名こそ不明であるが、得宗被官諏訪氏であることは疑いない。また、⑧の葛西新左衛門入道経蓮は葛西清重の曾孫清経のことで、下総国葛西郡を本拠地に陸奥に所領を得て発展した葛西氏が得宗家と近い関係にあったことはすでに指摘されているところである。[16] 嘉暦三年（一三二八）九月二四日付の鎌倉幕府奉行奉書（町史九六号）に登場する経蓮の聟の一人埴生清胤や、茂長女子を通じて奥山荘内荒居・江波多以下の所領

を獲得した清胤の聟海老名忠顕も得宗被官か北条氏に近い人物と見られている。[17] この時期、婚姻を介した得宗被官への接近は、河村氏の場合にも尾藤氏・粟飯原氏との婚姻事例が見られ、東国の地頭級御家人の一般的傾向であったと見られる。ただ、和田氏の場合は婚姻を介した得宗被官への接近のみならず、一部は自らが得宗被官化する道を歩んだ。

『武家年代記』裏書の嘉元三年（一三〇五）五月二日条に次のような記事がある。

時村討手族十一人被レ刎レ首了、七田七郎茂明・工藤中務丞有清・豊後五郎左衛門尉光家・海老名左衛門次郎秀経・白井小二郎胤資・五大院九郎高頼〈以上御内人〉、岩田四郎左衛門尉宗家・赤土左衛門四郎・井原四郎成明・肥留新左宗広・甘糟左衛門太郎忠貞・土岐孫太郎入道行円〈以上十一人、此内茂明逐電了〉

同年四月二三日、鎌倉幕府の連署の地位にあった北条時村が暗殺された。得宗北条貞時の命と偽って討手を差し向けた首謀者は得宗家の内管領で侍所頭人の北条宗方で、鎌倉を揺るがせた霜月騒動の再現とも言える一大事件であった。[18] その討手一二名のうち一一名は処刑されたが、一人だけは逐電し姿を消してしまった。その人物の名を宮内庁書陵部の柳原本『武家年代記』やその親本である国立歴史民俗博物館所蔵の田中本『公武年代記』は「七田七郎茂明」と記すが『鎌倉年代記』裏書は「和田七郎茂明」と記している。彼こそ奥山荘中条の地頭和田七郎茂明その人である。討手に加わった六人の御内人の一人で、『鎌倉年代記』『武家年代記』とも茂明を討手の筆頭に書いているから現場指揮官だった可能性が高い。

和田氏が御家人身分を保持しながら得宗被官化したことについて、『新潟県史』は時茂の時代、宝治合戦直後に得宗の御内人となったと推測している。宝治合戦によって鎌倉における時茂の地位が後退を余儀なくされたであろうこと、永仁元年（一二九三）一一月二三日付で「御恩事、便宜之時、可レ令二申沙汰一之状如レ件」という文言の北条貞時発給と見られる文書が茂連宛に出されていること（町史四六号）がその根拠となっているが、宝治合戦後の時茂が零落するどころかむしろ所領を増やしているのは先に述べたとおりであるし、永仁元年の文書から直ちに得宗被官化しているとも言えないだろう。筆者

は和田氏が得宗被官化したのは茂明の代であると考えている。その鍵は彼の名前にある。

茂明の本名（前名）は茂貞であった。永仁二年の茂連譲状や永仁四年一一月二四日の関東下知状案には「七郎もちさた」「和田七郎茂貞」とあるが、正安三年（一三〇一）八月二〇日の関東下知状案以降は「和田七郎茂明」と記されているから、永仁四年から正安三年までの間に茂貞から茂明への改名が行われたことがわかる。

鎌倉の武家社会において、名付けや改名は重要な意味を持っていた。歴代の得宗は、足利氏などの有力御家人の嫡流子弟が元服する際に烏帽子親となり、その烏帽子子に得宗の名の一文字を与えた。元服後であっても得宗から一字を賜り、改名する場合すらあった。[19] 得宗の名前との文字の共有は得宗との一体性を顕示するものであったが、得宗が付与するという形をとったことはその文字の使用が得宗によって統制されていたことをも示す。室町時代の史料ではあるが、『薩戒記』正長二年（一四二九）三月二二日条には「山科宰相〈家豊〉来臨、被レ尋二問除目中永顕官挙書様作法等一、談云、依二柳営御改名一、教字有レ憚、仍我改二家豊一、民部卿教有卿改レ行、内蔵頭教右朝臣改レ繁、中将持教朝臣改二持俊一、右少将教具〈民部卿息〉改二行具一、右少将教尚改二行尚一云々」とあり、将軍足利義宣の義教への改名に伴って「教」の字を名前に有する人々が「教」の字を憚って改名していることが知られる。これは将軍家によって行われた名前の一字付与と表裏一体のものであり、同じく一字付与を行っていた鎌倉時代の得宗のもとでも得宗への配慮から同字をもつ人々が改名を行っていた可能性があろう。

そのように考えると、和田茂貞の茂明への改名は、時の得宗北条貞時への配慮と見ることができよう。貞時は父時宗の死により弘安七年（一二八四）得宗として執権に就任していたのに、なぜ永仁四年～正安三年になってから茂貞は改名したのか。想定されるのは、その時期に貞時への配慮が必要な立場となった、つまり茂貞が得宗被官化したということである。茂明と改名した彼は、正安三年（一三〇一）八月、収公されていた奥山荘を取り戻すことに成功している。その間、奥山荘が得宗の所領となっていたことを考えると、一連の動きがおぼろげながら浮かんでこよう。道円遺領をめぐる相論の中で謀書を構えた咎によって茂連所領は収公され、奥山荘は得宗

に付された。存立基盤を失った茂貞は同母姉妹の夫である得宗被官諏訪遠江権守との婚姻ネットワークなどを利用して得宗家に接近し、御家人身分を保ちながらも得宗被官化することを条件に奥山荘の返還工作に成功したのではなかろうか。しかし、一旦返付された奥山荘も、四年後、茂明が北条時村暗殺事件の犯人となったために没収され、再び得宗の手に帰すこととなる。茂明が出仕を許され、本領を返給されたのは正慶二年（一三三三）正月二八日、鎌倉幕府滅亡の四ヶ月前のことであった（町史一〇六号）。

四、同族婚の増加と惣庶関係

鎌倉末期の和田氏の婚姻関係で注目されるのは、奥山荘内の同族間の婚姻の急増である。

奥山荘北条（きた）の和田兼連、中条の茂泰はともに高野条の高井義重の娘を妻としている（表1⑫⑬）。義重は伯父高井時茂から亡父遺領を譲り直されて高野条の領主となっていた。波月条絵図には高野市が描かれており、高野条は奥山荘の和田氏一族にとって重要な地域だったに違いない。この高野条は茂長所領の領域内に所在していたため、時茂は義重に対して茂長の公事賦課を受けるよう定めている（町史三一～三四号）。茂長の子兼連と義重女寿命との婚姻は両者の関係を安定させる機能を果たしたことだろう。義重から寿命へと譲与されていた高野条内の田在家は義重の男子義貞の公事分配を受けた（町史五九～六一号）から、両者の関係は極めて緊密であった。寿命は兼連後家として「若子なくして、母にさきたゝんものゝあとハ、はゝ一この程知行して、一このゝちハは、弥福にても、又犬若にてのこらん（も脱カ）子にたふへき也、但ゆつり状（マヽ）そむき、あとをミたり、あるいハ、はゝのことそむかんものゝ所領をハ、母のはからひとして、おんひんの子にたふへきなり」（町史七三号）と記されるような強い権限を付託されている。兼連在世中も正妻として「家」の中で大きな位置を占めていたであろうから、高野の「家」は北条の「家」の公事配分を受ける立場にあっても、一方で外戚として強い立場が確保されていた。この婚姻の成果が機能していた兼連の子の代までは両者の関係は安定していたが、兼連の孫時実の代になって、高野の「家」が北条の「家」の外戚（母系親族）としての立場を失った一四世紀後半、高野条は北条の「家」によ

る北条一円支配化の中で北条の「家」の領有に帰し、高野の「家」は断絶することになる（町史二六三・三五八号・参考資料一一号）。義重は中条の「家」に対しても娘千歳を配した。婚姻相手の茂泰は茂連後家腹の子息であった。千歳が父から相続した高野条内の田在家は、茂連後家の持参財と共に、茂泰が謀書を構えた咎によって茂連跡の得分親から除かれた後の茂泰やその子義成を経済的に支えた。

茂明は嫡子茂継への譲与に際して、男子がない場合には弟茂資を子にして譲与すべきことを言い置いていた（町史七六号）。結局、茂継は男子に恵まれず、弟を養子として中条の「家」の継承を行った（町史一四三号）。弟への譲与に際してもわざわざ嫡系親子関係の擬制が行われるようになったことの意味については別稿で述べたとおりである。[20]「桓武平氏諸流系図」（町史参考資料一号）はこの茂継の女子に「秀甲号祖道之母儀、茂資妻」と注記している。茂資は養父でもある兄の娘（血縁的には姪）と結婚し、ふたりの間には秀甲こと政綱が生まれたということになる。ただこの婚姻関係の実否については疑問もある。第一に茂継の譲状の文言「男子一人もゝたさるによて、しやてい弥三郎おやうしとして、したいてつきのせうもんそあひそゑて、ゑいたいをかきり一ゑんにゆつりあたうるところ也、但、道秀か女子一人あり、かれにゆつるところのそりやうハ、一こののちハ弥三郎ちきやうせしむへし」からは、茂資と茂継の一人娘との間に婚姻関係があった様子が窺われない。第二点は彼女を金山政綱の母としている点で、元弘三年（一三三三）一二月の尼明泉申状（町史一一二号）に副えられた系図は明仙（明泉）と女子彦松・金山政綱を系線で結んでいて、政綱が明泉（佐々木章氏女）腹の子息であったことを示している。茂継の死後、後見をなくした女子を茂資が庶妻とした可能性も否定できないから、ここでは疑念がある点だけを述べておきたい。

⑯は中条惣領家の茂資女子と庶子家義成との間の婚姻である。茂連の子茂明と茂泰との間に亡父遺領をめぐる相論があったことは、これまでも何度か触れてきた。その後、茂明子孫茂継らと茂泰子孫義成は別行動をとるようになっており、南北朝期の戦乱に際しても、庶子に当たる義成は母方に連なる越後国大将軍加地景綱や守護高師泰に属して戦っていた（町史一三八・一五九号ほか）。

ところが、文和年間になって義成と茂資女子との子景茂が活動を始めると、景茂、そして父義成までもが惣領茂資の手に属して戦い、彼らの軍忠状に茂資が裏花押を据えるようになる（町史二四〇・二四二号ほか）。中条惣領が庶子家をコントロールできるようになりつつあるといってもよいだろう。景茂は茂資の外孫であり、烏帽子子でもあった（町史二四九号）。惣領家は婚姻と擬制的親子関係によって庶子家と深い関係を結び、離反を避けようとしたのである。ただしこの時期の惣領家と庶子家との関係はまだ主従関係に転化していなかったから、庶子家が女子を進上するような形での婚姻関係はなっていない。

こうした鎌倉末期の同族間の婚姻の急増は北条氏や河村氏の場合にも見られるから、一般的な傾向だったといってよい。この時期は「家」の分立がピークを迎え、一族としての結合が解体し始める時期である。在地領主たちは嫡系継承を強く希求し、家長権の強化を図る一方で、同族婚や烏帽子などの擬制的親子関係によって同族結合を補完し、さらなる分立を回避しようとしたのであろう。

おわりに

鎌倉時代の越後和田氏の動向を追いつつ、その中で摘出された当該期の「家」や親族を考える上での問題点をいくつか提示してきた。越後和田氏の「家」にとって、もう一点重要なのが名字の問題である。本格的な検討は今後の課題とすることにして、事実関係の指摘と若干の私見を述べて稿を閉じたい。

この一族が名乗った名字は時代による変遷が見られる。三浦義明の長子である義宗が杉本を名乗り、その嫡子義盛を始め義茂・宗実たちは和田を称した。和田を称していた義茂は後年、高井を名字とし、宗実の子息実常は由比を名乗った。これらの名字はそれぞれの本拠地の地名によるもので、別稿で述べた、一二世紀の在地領主にとっての名字は領主としての地位の表象であり、「家」や「家」の継承者としての地位の表象ではなかったことに[21]適応している。

一三世紀になると、高井の名字は義茂から子息重茂、その子息時茂・実茂・茂村、さらに時茂・茂村の子息へと継承されるようになる。各種地名辞典類の小字名一覧から見る限り、鎌倉・南深沢付近に高井の地名は残って

おらず、比定ができないため、この時期に名字が領主としての地位の表象という意味を離れて、「家」の表象となっていたかどうかを確かめることができない。

一三世紀後半の時茂の孫たち（茂連・茂長・義基）になると一斉に和田を称するようになる。彼らは和田の地の領主ではないから、一二世紀の名字とは違った思考が働いているのに違いない。和田を名乗っていた義盛らが滅び、その後和田の地を治めていたであろう三浦氏も宝治合戦によってほとんど滅亡していた状況と、雄族和田氏の唯一の子孫であるという意識が大きく関わっていたのではあるまいか。

越後和田氏は一般に三浦和田氏と呼ばれているが、「三浦和田」の名字の初見は元弘三年（一三三三）正月二〇日の護良親王令旨（町史一〇四号）の宛所「三浦和田三郎館」で、和田氏側が自称した最初は同年九月の和田章連申状案（町史一〇八号）で、「三浦和田又四郎平章連謹言上」として後醍醐政権に所領安綸旨の発給を求めたものである。鎌倉幕府側も茂明に出仕を許し本領を返給した正月二八日の関東御教書（町史一〇六号）の宛所に「三浦和田三郎」[22]を用いている。「三浦和田」の名字は南北朝動乱の始まりと共に生まれた。和田氏に「三浦」を冠称したのは、後醍醐政権、鎌倉幕府とも、それぞれの立場で和田氏に三浦氏の子孫であることを意識させたかったからであろう。また実際にも、嘉元の乱の際、茂明は三浦時継のもとに預けられ（『鎌倉年代記』裏書）、それ以来深いつながりができたのか、建武四年（一三三七）の議状（町史一四三号）に高継の加判を戴くなど、三浦氏の一門あるいはその統率下にあることを意識した行動をとっている。

一五世紀前半の応永頃から和田や三浦和田と併用しつつも有力庶子家が羽黒・黒川を、惣領家が中条を名乗るようになる。一五世紀半ばに用いられた「中条羽黒」（町史三四五号）の名字は中条家の庶子家羽黒というのを強く意識した名乗りであり、惣領権が強大化されたこの時期の惣庶関係のあり方を端的に示すものであろう。

そして一五世紀後半、和田の名字は用いられなくなり、惣領家も専ら中条を称するようになる。ここに三〇〇年の「和田」氏の歴史は幕を閉じたのである。

注

（1）文献史料は、編年で史料を掲げた『中条町史』資料編第一巻（一九八二年）、所蔵者別に史料を編纂した『新潟県史』資料編4中世二（一九八三年）にほぼ網羅されているほか、若干の遺漏分が『鎌倉遺文』等に収められている。本稿での引用は、参考資料として系図類も所収されている『中条町史』の史料番号を用い、（町史○号）と表記した。遺物については『中条町史』や『中条町遺跡詳細分布調査報告書』（中条町教育委員会、一九八〇年）がある。

（2）「越後山奥山庄の牓示について」（『日本歴史』一六三、一九六二年）ほか。一連の論文は『山の民・川の民』（平凡社、一九八一年）に所収。

（3）新潟県教育委員会、一九六五年。

（4）羽下徳彦『惣領制』（至文堂、一九六六年）、鈴木国弘「一族結合の中世的特質とその展開―『惣領制』再検討のための基礎作業―」（『史叢』一二・一三合併号、一九六九年）、佐々木銀弥「三浦和田氏の手工業・市場支配」、菊地勇次郎「中世奥山庄の真言修験」（以上、『新潟史学』一、一九六八年）ほか。

（5）服部英雄「奥山庄波月条絵図とその周辺」（『信濃』三三―五、一九八〇年）、田村裕「奥山荘波月絵図の作成背景をめぐって」（『日本史研究』三一〇、一九八八年）、黒田日出男「荘園絵図の史料学―越後国奥山荘波月条近傍絵図を例として―」（『講座日本荘園史』1、吉川弘文館、一九八九年）ほか。

（6）研究史については飯沼賢司「中世イエ研究の軌跡と課題」（歴史科学協議会編『歴史における家族と共同体』青木書店、一九九二年、初出は一九八五年）、高橋秀樹「中世家族における女性の地位をめぐって」（峰岸純夫編『争点日本の歴史』4、新人物往来社、一九九一年）、同『日本中世の家と親族』（吉川弘文館、一九九六年）一～一三頁。

（7）鈴木国弘「鎌倉前期・権力構成と特質と『族的結合』の歴史的位置」（『日本大学人文科学研究所研究紀要』一七、一九七五年）を先駆けとし、鈴木氏の視点を継承しつつもそれを批判的に検討した高橋「鎌倉期・在地領主層の婚姻と親族」（前掲書二六一～二〇三頁、原形は「鎌倉期・在地領主層の親族関係」『学習院史学』二六、一九八八年）などがある。

(8) 婚姻形態についての研究は高群逸枝『招婿婚の研究』(高群逸枝全集二・三、理論社、一九六六年、初出は一九五三年)や石井良助「中世婚姻法」(『法学協会雑誌』六〇―一二、一九四二年)、田端泰子『日本中世の女性』(吉川弘文館、一九八七年)、高橋注(7)前掲論文などがある。婚姻関係については、網野善彦「『若狭一二宮社務系図』―中世における婚姻関係の一考察―」(『日本中世史料学の課題』弘文堂、一九九六年、初出は一九七〇年)、石井進『中世武士団』(小学館、一九七四年)、並木真澄「中世武士社会に於ける婚姻関係―北条氏の場合―」(『学習院史学』一八、一九八一年)、樋川智美「鎌倉期武家社会における婚姻の意義―小山・結城氏の事例による考察―」(『鎌倉』六七・六八、一九九一年)・「鎌倉期常陸国奥七郡をめぐる婚姻関係成立の意義」(『茨城県史研究』七四、一九九五年)などの研究があるが、いわゆる地頭級の在地領主に関するものは少ない。

(9) 野口実「古代末期の武士の家系に関する二つの史料―永承二年二月二十一日付『藤氏長者宣』と中条家文書『桓武平氏諸流系図』―」(『古代文化史論攷』五、一九八四年)。

(10) 「中世の家督相続法」(『法制史論集』一、岩波書店、一九二六年)。

(11) 菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『天野系図』について」(『季刊ぐんしょ』三二、一九九六年)。

(12) 高橋「鎌倉期・在地領主層の族的結合に関する諸問題―親族関係を中心として―」(卒業論文[学習院大学文学部]、一九八五年)の第一章「鎌倉御家人の婚姻関係」(未発表)。

(13) 石井進前掲書。

(14) 飯沼賢司「中世前期の女性の生涯―人生の諸段階の検討を通じて―」(女性史総合研究会編『日本女性生活史』2、東京大学出版会、一九九〇年)。

(15) 坂田聡「中世の家と女性」(『岩波講座日本通史』8、岩波書店、一九九四年)。

(16) 豊田武・遠藤巌・入間田宣夫「東北地方における北条氏の所領」(『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻七、一九七〇年)。

(17) 服部英雄前掲論文。

(18) 高橋慎一朗「北条時村と嘉元の乱」(『日本歴史』五三三号、一九九四年)。

(19) 紺戸淳「武家社会における加冠と一字付与の政治性について―鎌倉幕府御家人の場合―」(『中央史学』二、一九七九年)。

(20) 高橋前掲書、二四七～二五三頁。

(21) 同右、二二九～二三四頁。

(22) 『中条町史』では、この宛所が脱落しているが、『新潟県史』一七七八号によって補った。

「三浦一族研究」　会員原稿募集のご案内

三浦一族研究会では、本会機関誌「三浦一族研究」に掲載する研究論文を募集しています。左記の要領で奮って会員の皆様御応募下さい。歴史コラムや研究ノート(専用原稿用紙10枚以内)もどうぞ。

(1) 論文は研究会専用原稿用紙(25字×20行)で40枚～50枚(図表含む)、図表は必要最小限に。多数の場合は制限させていただく場合もあります。ワープロ原稿の場合は原稿一枚＝25字×20行。縦書、完成原稿で。

(2) テーマと氏名で8行分取ってから本文を始めて下さい。註記は、末尾にまとめて通し番号で(1)(2)…というように付して下さい。図表などは、掲載位置をご指示下さい。また編集の都合上、やむをえず原稿に手を入れることもあります。あらかじめご了承下さい。原稿の採否は、審査の上お知らせします。

(3) 第二号の投稿締切日は十一月末日を予定しています。詳細やお問い合せは会事務局へお願いします。